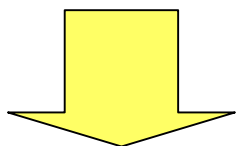


電気用品安全法講習会

平成18年4月
経済産業省

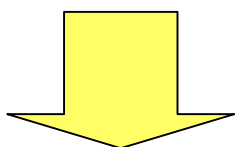
販売事業者の方も、PSEマークを
付ければ中古電気用品を販売する
ことができます。

1. 事業の届出



製造事業届出書を経済産業局に提出
(3ページ)

2. 技術基準適合確認 自主検査



外観検査、絶縁耐力検査、通電検査、
記録保存等
(4ページ)

3. PSEマークの表示

(6ページ)

はじめに

- ◆平成18年4月1日からは、中古品を含めて、PSEマークのない電気用品は販売できません。
 - ✓ 電話、ファックス、パソコンにはPSEマークは必要ありません。
 - ✓ ACアダプターが取り外せる場合は、電気用品本体にはPSEマークは必要ありません。
 - ✓ 一部の電気用品は、平成20年3月、平成23年3月までPSEマークなしで販売することが可能です。
- ◆中古品販売事業者の方でも、事業届出や自主検査等を行っていただければ、PSEマークをつけて、中古電気用品を販売することができます。

テレビ、冷蔵庫など、通常の電気用品はこの資料に書かれた手続きをとっていただければ、PSEマークを付けることができます。ただし、電気便座や電気温水器など一部の電気用品は、「特定電気用品」と呼ばれ、この資料に書かれた手続き以外に、検査機関で検査を受けていただく必要があります。また、PSEマークのデザインも異なります。

1. 事業の届出

- ◆「電気用品製造事業届出書」を提出していただきます。
- ◆中古電気用品の販売事業者などについては、届出書類が簡素化されています。
 - 届出書の様式は8ページ
 - 届出書の記載例は9ページ
- ◆届出書は管轄の経済産業局に提出します。
 - 提出先の一覧は7ページ

2. 技術基準適合確認 自主検査

技術基準適合確認

旧法(電気用品取締法)の表示があることを確認します。

旧法の表示がない場合は、Sマーク等の民間第三者認証表示があることを確認します。

旧法による表示例

定格電圧 100V

定格消費電力 160 / 170W

定格周波数 50 - 60Hz

経済産業電機株式会社

外観検査

目視などの方法で、電気用品の外観に異常がないか確認します。

絶縁耐力検査

専用の試験装置を使用し、電気用品に十分な絶縁性能があるか確認します。

通電検査

電源を入れた状態で正常に動作するか確認します。

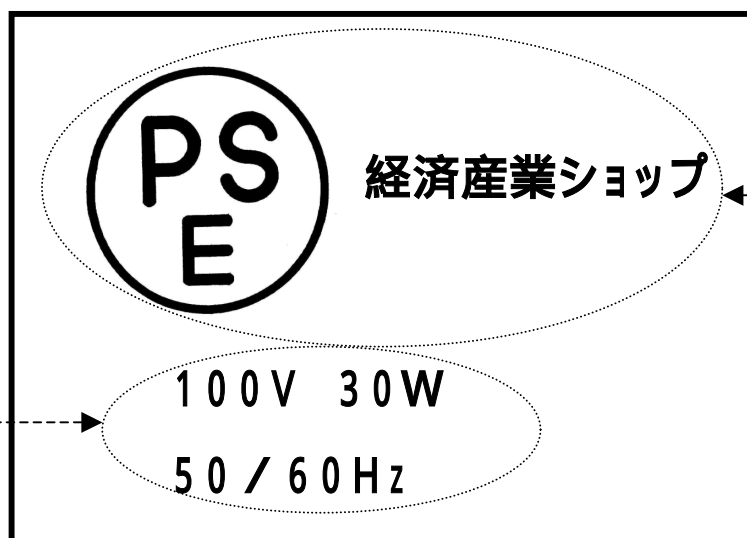
記録の保存

- ～ の検査の記録を3年間保存します。
検査記録の例は10、11ページ

3 . PSEマークの表示

- ◆自主検査で異常がなければ、電気用品にPSEマークと事業者名を表示します。事業者の方がシール等を作成し、電気用品に貼り付けます。
- ◆PSEマークのデザインは決められていますが、表示のサイズ、色等は自由です。

表示例



PSEマークと事業者名(原則近接)

定格事項。通常、メーカー製造段階で表示されている。

お問い合わせ・届出先

北海道

北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎 / 電話 011-709-1792

東北地域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 / 電話 022-215-9887

関東地域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館 / 電話 048-600-0409

中部地域(富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 / 電話 052-951-0576

近畿地域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 / 電話 06-6966-6098

中国地域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館 / 電話 082-224-5671

四国地域(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒760-8512 高松市番町1-10-6 / 電話 087-831-3240

九州地域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 / 電話 092-482-5523

沖縄

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課

〒900-8530 那覇市前島2-21-7 / 電話 098-864-2321

経済産業省のホームページにも情報が掲載されています。

電気用品安全法のページ <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

電気用品製造事業届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の年月日

年 月 日

2. 製造する電気用品の区分 及び 3. 当該電気用品の型式の区分

特定電気用品以外の電気用品に関する全ての電気用品の区分についての全ての電気用品の型式の区分

4. 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

名称：

住所：

(記入例)

届出をする年月日を記載して下さい。
なお、事業開始後30日以内に届けて下さい。

管轄区域となる経済産業局長宛にして下さい。

電気用品製造事業届出書

平成18年3月 日

関東経済産業局長殿

住所 東京都千代田区 -

氏名 リサイクルショップ 代表取締役社長

会社等の住所、名称、代表者の氏名を記載して下さい。

電気用品安全法第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の年月日
平成18年3月 日

事業を開始する年月日を記載して下さい。

2. 製造する電気用品の区分 及び 3. 当該電気用品の型式の区分
特定電気用品以外の電気用品に関する全ての電気用品の区分について全ての電気用品の型式の区分。

特定電気用品を取り扱う場合は、別途、特定電気用品について従来どおりの届出が必要となりますので、ご注意ください。

4. 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

名称： リサイクルショップ××営業所

住所：東京都新宿区 -

事業場・営業所等の名称、住所を記載して下さい。

(記録例 1)

電気用品安全法上の自主検査に関する検査記録

電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要	検査を行った年月日及び場所		検査実施者の氏名	数量	検査結果			備考
	年月日 (平成18年)	場所			外観	絶縁耐力	通電	
XXX-ABC	03/23		××	10	レ	レ	レ	
YYY-A	03/24			1	レ	×	レ	廃棄 (修理等)
<p>特定電気用品を除く電気用品については、機種名その他の電気用品を特定できる名称を記載して頂くことで結構です。</p>					<p>修理等をして再度検査を行う場合には、その検査記録も残して頂くことが必要となります。</p>			

外 観：電気用品について外観を確認した。

絶縁耐力：電気用品に必要な電圧を1分間加えて確認した。

通 電：電気用品に通電して確認した。

(記録例 2)

電気用品安全法上の自主検査に関する検査記録

検査を行った年月日：平成 18 年 月 日

検査を行った場所：_____

検査実施者の氏名： _____ × ×

電気用品の品名 及び型式の区分 並びに構造、材質 及び性能の概要	数量	検査結果			備考
		外観	絶縁 耐力	通電	
XXX-ABC	10	↓	↓	↓	
YYY-BA	1	↓	×	↓	廃棄 (修理等)

特定電気用品を除く電気用品については、機種名その他の電気用品を特定できる名称を記載して頂くことで結構です。

修理等をして再度検査を行う場合には、その検査記録も残して頂くことが必要となります。

外 観：電気用品について外観を確認した。

絶縁耐力：電気用品に必要な電圧を1分間加えて確認した。

通 電：電気用品に通電して確認した。